

弘前大学動物実験委員会の構成

令和8年4月1日

(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者		
大学院医学研究科	医化学	1名
大学院医学研究科	呼吸器内科学	1名
大学院医学研究科	分子生物学	1名
大学院保健学研究科	生理学	1名
農学生命科学部	薬理学	1名
(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者		
大学院医学研究科	皮膚科学	1名
大学院医学研究科	細菌学	1名
大学院保健研究科	リハビリテーション科学	1名
農学生命科学部	分子生命科学	1名
(3) その他学識経験を有する者		
人文社会科学部	経済政策	1名
教育学部	進化生物学	1名
大学院理工学研究科	医用システム	1名
大学院理工学研究科	光工学・光量子科学	1名
大学院保健学研究科	生理学	1名

○弘前大学動物実験に関する規程（抜粋）

（委員会の構成）

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者 若干名